平成２９年（フ）第８２６号
堺市堺区錦綾町１丁２番25―108号
債務者　飯田　　守
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
北海道滝川市江部乙町西11丁目１番58号
債務者　亀山まゆみ
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第８３号
北海道帯広市西16条南５丁目16番22号　マイライフやかた202号室
債務者　橘　　郁香（旧姓江崎）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
北海道足寄郡足寄町南３条１丁目７番地
債務者　櫻井　理恵
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
北海道帯広市西４条南19丁目７番地　ツインコート302
債務者　熊谷　国彦
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
群馬県館林市近藤町24番地　近藤県営住宅Ａ－５
債務者　大川　泰彦
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１１４号
群馬県館林市近藤町24番地　近藤県営住宅Ａ－５
債務者　大川　敏子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第４３号
和歌山県東牟婁郡串本町有田上31番地１　Ｓ61有田団地Ｃ05
債務者　水本　健二
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第８８号
香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁80番地１（アルファステイツ宇多津駅前502）
債務者　池水　淳一
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第９３号
香川県丸亀市飯野町東二甲602番地２
債務者　吉永　理恵（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第９７号
香川県丸亀市飯山町下法軍寺380番地３
債務者　尾上　明美（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１０４号
香川県仲多度郡琴平町341番地　北野町団地Ｄ棟205号
債務者　大塚俊太郎（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１９６号
長崎県長崎市目覚町18番２号　マークアベニュー303
債務者　田原　伸子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
長崎県長崎市住吉町４番９号　古賀野ビル205
債務者　荒木　郁美
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
仙台市太白区西の平１丁目23番15号　メゾンドールＥ館112
債務者　板橋康一郎
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３８７号
宮城県宮城郡利府町春日字勝負沢43番地107
債務者　荒井　咲子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５５２号
宮城県岩沼市桜４丁目１番16―２　201号
債務者　高木あけみ
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係